

森町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（追加）

Q&A

【支給対象 ～ 非課税世帯】

Q：給付金を受けられるのはどんな人ですか？

A：令和5年1月2日現在、森町に住民登録があり、令和5年度住民税非課税世帯の世帯主です。

Q：どのような手続きが必要ですか？

A：令和5年1月1日以前から世帯状況に変更がない世帯には、確認書を送付します。必要事項を記入し、返送してください。

令和5年1月2日以降、転入者がいる世帯は、申請が必要です。申請方法については、担当課へお問い合わせください。

Q：確認書はいつ送付されますか？

A：令和6年2月上旬頃になる送付です

Q：給付金はどのように受け取りますか？

A：基本は、銀行口座振込としますが、森町の判断により、現金給付を行うことは可能です。

Q：いつ頃支給されますか？

A：提出書類に不備がなければ、市が受理した日から3週間程度で支給予定です。

令和5年1月2日以降、転入した人がいる場合は、4週間程度で支給予定です。

Q：今年度3万円の給付金の支給を受けました。非課税世帯なのに確認書が届かないのは、どうしてですか？

A：今回の給付金は、住民税課税者の扶養親族となっている世帯は、対象外です。扶養親族になっているかどうかは、家族の方に確認してください。

Q：代理人による確認書の提出または支給の申請は、出来ますか？

A：可能です。

ただし、次の要件を満たすものに者に限ります。

○基準日時点での、世帯構成者

○法定代理人（親権者・成年後見人等）

○親族、その他の普段から受給者本人の身の回りの世話をしている者

Q：生活保護受給者も該当になりますか？

A：支給対象の該当となります。

○生活保護を受けている方も、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、厳しい状況におかれていることに変わりはないこと。また、生活保護世帯は、住民税非課税世帯であることから、支給対象となります。

Q：令和5年1月2日以降に海外から入国したため、令和5年度分の住民税が課されていない者は支給対象者になりますか？

A：住民税が課されていない者も住民税非課税に該当し、令和5年12月1日において住民登録されている者は、支給対象となります。なお、当該入国者の他に世帯員がいる場合は、世帯全員が住民税均等割非課税の場合、支給対象となります。

Q：租税条約に基づく免除を受けたことにより、市町村民税均等割が課されないこととなった者は、住民税非課税世帯として支給対象になりますか？

A：租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、本給付金（非課税世帯に対する給付及び家計急変世帯に対する給付）の対象とはなりません。

Q：基準日において「給付対象者」であった者が、死亡した場合の取扱はどうなりますか？

A：基準日以降に世帯主が亡くなられた場合ですが、当該世帯員がいる場合は、その世帯の新たに世帯主となった方が、受給者となります。

単身世帯の場合は、世帯自体無くなってしまいうので給付されません。